

鳥取市における 商品であつて使用しない軽自動車等の 軽自動車税（種別割） 課税免除の手引き

（注意）

※これは、課税が鳥取市のもの（=車検証等の「使用の本拠の位置」欄に記載してある所在地が鳥取市（国府町・福部村・河原町・用瀬町・佐治村・気高町・鹿野町・青谷町を含む。）のもの）の手引きです。

※この免除制度は、改正、廃止されることもありますので、予め御了承ください。

中古自動車販売業者（古物営業法第3条第1項の規定により公安委員会の許可を受けているものに限る。）が、平成15年4月2日以降に取得し、（免除を受けようとする年度の）4月1日現在、商品として所有し、かつ、展示しているもので販売を目的としている軽自動車等については、一定の要件を満たせば商品用軽自動車等として軽自動車税（種別割）の課税免除を受けることができます。

鳥取市役所 市民税課

1 対象車種

- ・軽四輪車
- ・軽二輪車（125cc 超～250cc 以下のバイク）
- ・軽三輪車
- ・小型二輪自動車（250cc を超えるバイク）
- ・雪上車（スノーモービル等）

2 要件

次の(1)～(2)の要件を全て満たしていること。

(1) 中古車販売業者に対する要件

次の要件を満たしている中古自動車販売業者であること。

ア 古物営業法第3条第1項に定める古物商の許可を受けていること。

(2) 車両に対する要件

次のアからカまでの要件をすべて満たしていること。

ア 平成15年4月2日以降に取得したものであること。

イ（免除を受けようとする年度の）4月1日現在、中古自動車販売業者が所有し、かつ、展示しているもので販売を目的としているものであること。（修理中のもの、車両置場、オークション会場などにあるものも含まれます。）

ウ（免除を受けようとする年度の）4月1日現在において、軽自動車等の登録名義が、所有者・使用者とも、免除申請をしようとする中古自動車販売業者の名称と一致していること。

エ 試乗車、社用車、代車用車両、レンタカーなどでないこと。

オ 『営業用』（車検証の「自家用・事業用の別」欄が『事業用』となっているもの）でないこと。

カ 古物営業法第16条第1項に定める「帳簿等」（古物台帳など）に記載されていること。

3 届出期限及び必要書類等

（免除を受けようとする年度の）**※4月10日まで**に次の書類等を提出してください。

- (1) 軽自動車税（種別割）課税免除届出書
- (2) 「古物商許可証」の写し
- (3) 自動車検査証の写し（検査対象外軽自動車（250cc 以下のバイク）については、『軽自動車届出済証』の写し）
※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項（IC タグの内容も含めたすべての車検証情報が記載されたもの）
※登録名義が、所有者・使用者とも、免除届出しようとする中古自動車販売業者の名称と一致していること
- (4) 展示状態の写真【標識番号（ナンバープレート）が写っているもの】（1台1枚）

※届出期限について

4月10日が土曜日の場合は、翌々日の月曜日（12日）
" 日曜日 " 翌日の月曜日（11日）とします。

注意：課税免除を受けた車両について、翌年度も引き続き免除を受ける場合は、届出が必要です（同一車両でも届出は毎年度必要です。）

4 現地調査

免除の認定のため、必要であると思われるものについては、現地調査により古物台帳や車両等の確認をする場合があります。

5 決定

免除の届出があったものについて、審査及び調査して、免除認定したものについては、『軽自動車税（種別割）課税免除決定通知書』にて通知します。

また、審査及び調査の結果、免除条件に該当しない事実を確認したものについては、『軽自動車税（種別割）課税免除却下通知書』にて通知します。

6 取り消し

課税免除決定を受けたものについて、免除事項に該当しない事実を認定したときなどは、免除決定を取り消し、「軽自動車税（種別割）課税免除決定取消通知書」にて通知します。

お問い合わせ先・申請書の提出先

担当	郵便番号	所在地	電話
鳥取市役所 市民税課	680-8571	鳥取市幸町71番地	(0857)30-8144

商品軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）の免除についてのQ&A

Q 免除制度は鳥取市以外でもありますか。

A 各市町村役場の軽自動車税（種別割）担当窓口へ問い合わせください。

Q 台数に制限はありますか。

A ありません。

Q 所有者、使用者について制限はありますか。

A 車検証の所有者、使用者の両方が届出をしようとする中古自動車販売業者であるものに限ります。

Q 修理中の車両について免除が受けられますか。

A 受けられます。ただし、中古自動車販売業者が商品として所有し、販売目的のものに限ります。

Q オークション出品中の車両について免除が受けられますか。

A 受けられます。ただし、中古自動車販売業者が商品として所有し、販売目的のものに限ります。

Q 課税免除を受けた商品車が売れ残り、（免除を受けた）翌年度も免除を受けたいのですが手続きは必要ですか。

A 必要です。引き続き免除を受ける場合は、届出をしてください（届出が無ければ課税されます）

Q 鳥取市に合併した町村(国府町・福部村・河原町・用瀬町・佐治村・気高町・鹿野町・青谷町)のものは免除が受けられますか。

A 受けられます。

(様式第1号)

軽自動車税（種別割）課税免除届出書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

所在地(住所)
名称(氏名)
電話番号

(古物商許可番号：)

下記の車両について、4月1日現在において、古物営業法第16条第1項に定める「帳簿等」に記載があり、商品として所有し、かつ、展示しているもので販売を目的としている軽自動車等に該当するので、軽自動車税（種別割）の課税免除を届出します。

記

(1) 種別及び台数

種別		台数
軽四輪	乗用	
	貨物用	
軽二輪(125cc超～250cc以下のバイク)		
小型二輪(250cc超のバイク)		
合計		

(2) 標識番号及び取得年月日(平成15年4月2日以降の取得のものに限る。)

	標識番号(ナンバー)	取得年月日(車検証に記載された日付)
1	鳥取	平成・令和 年 月 日
2	鳥取	平成・令和 年 月 日
3	鳥取	平成・令和 年 月 日
4	鳥取	平成・令和 年 月 日
5	鳥取	平成・令和 年 月 日
6	鳥取	平成・令和 年 月 日
7	鳥取	平成・令和 年 月 日
8	鳥取	平成・令和 年 月 日
9	鳥取	平成・令和 年 月 日
10	鳥取	平成・令和 年 月 日

(2-1) 標識番号及び取得年月日(平成15年4月2日以降の取得のものに限る。)

	標識番号(ナンバー)	取得年月日(車検証に記載された日付)
11	鳥取	平成・令和 年 月 日
12	鳥取	平成・令和 年 月 日
13	鳥取	平成・令和 年 月 日
14	鳥取	平成・令和 年 月 日
15	鳥取	平成・令和 年 月 日
16	鳥取	平成・令和 年 月 日
17	鳥取	平成・令和 年 月 日
18	鳥取	平成・令和 年 月 日
19	鳥取	平成・令和 年 月 日
20	鳥取	平成・令和 年 月 日
21	鳥取	平成・令和 年 月 日
22	鳥取	平成・令和 年 月 日
23	鳥取	平成・令和 年 月 日
24	鳥取	平成・令和 年 月 日
25	鳥取	平成・令和 年 月 日
26	鳥取	平成・令和 年 月 日
27	鳥取	平成・令和 年 月 日
28	鳥取	平成・令和 年 月 日
29	鳥取	平成・令和 年 月 日
30	鳥取	平成・令和 年 月 日
31	鳥取	平成・令和 年 月 日
32	鳥取	平成・令和 年 月 日
33	鳥取	平成・令和 年 月 日
34	鳥取	平成・令和 年 月 日
35	鳥取	平成・令和 年 月 日
36	鳥取	平成・令和 年 月 日
37	鳥取	平成・令和 年 月 日
38	鳥取	平成・令和 年 月 日
39	鳥取	平成・令和 年 月 日
40	鳥取	平成・令和 年 月 日